

農地の賃貸借・売買の方法が変わりました

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農用地利用集積計画による利用権設定(相対)ができなくなりました。令和7年度からは農地中間管理機構を介した促進計画と農地法3条に基づく農業委員会許可の2つの方法となります。

手続き方法	機構法	農地法3条
契約方法	秋田県農業公社を介した契約	相対で契約
賃貸借契約期間	期間固定(自動解約)	自動更新
賃借料等の支払	口座決済のみ	現金受渡・口座決済(相対)
その他	- 手数料あり - 売買は農用地区域のみ対象 - 税制優遇が受けられる - 売買は面積要件あり	- 手数料なし - 全ての農地が対象 - 税制優遇なし - 面積要件なし

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農 政 課

緑の募金へのご協力をお願いします

5月31日(土)まで、緑の募金の募金活動を行います。皆さまから寄せられた募金は、地域の緑化活動や国内外の森林整備、緑化推進に役立てられます。活動の主旨にご賛同いただける方は、ぜひご協力をお願いします。

個人や団体・行政区からの募金を町農政課で直接受け付けます(団体・行政区からの募金の場合は、緑化活動事業費の交付を申請することができます)。秋田県緑化推進委員会へ個人が直接寄付した金額が2,000円を超える場合は、税制上の優遇措置を受けることもできますので、同委員会へ直接お問い合わせください。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として皆さまからの募金への協力をお願いしています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908
公益社団法人秋田県緑化推進委員会 ☎018(883)0815

狩猟免許を新規に取得する方へ補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、近年増加している有害鳥獣による被害防止を行うため、新たに狩猟免許を取得する方に対し、その取得に伴う必要経費について補助金を交付します。

対象者◆町内に住所を有し、町内猟友会への入会および町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

補助金額◆【第一種銃猟免許・わな猟免許】

免許取得にかかる経費および銃所持許可取得にかかる経費の3分の2以内の額
(上限額:7万円)

申請方法◆取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて、下記まで申請してください。詳細は下記までお問い合わせください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

美郷町公式LINE お友達を募集中です!

町公式LINEでは、町政情報をはじめ、災害・防災情報などの緊急情報、イベント情報、子育て情報などを配信していて、これらをプッシュ通知で受け取ることができます。情報収集手段の一つとして、町公式LINEをご活用ください!登録には「LINE」アプリをインストールし、アカウントを取得してから、LINEアプリのホーム画面のお友達検索画面で「@misatotown」を検索し追加するほか、右記二次元コードを読み込んで追加してください。

アカウント名◆秋田県_美郷町(@misatotown)



よろしく
お願いします



合併処理浄化槽の設置に補助金を交付します

住宅等に合併処理浄化槽を新設する方へ補助金を交付しています。汲み取り式のトイレをご利用の方、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を設置している方、分家等により新設が必要な方は、ぜひ合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

なお、公共下水道または農業集落排水の整備区域内にお住まいの方、故障等の更新の場合は補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

補助金額

浄化槽の大きさ	限度額
5人槽	440,000円
7人槽	524,000円
10人槽	710,000円

※町内業者による施工の場合、上記限度額に2万円が加算されます。

※浄化槽の大きさは使用人数により決定します。

家庭用飲用井戸等の設置に補助金を交付します

町内の上水道及び簡易水道の給水区域以外に居住している方及び事業所を対象に、飲用水の安定的な確保により、公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、家庭用飲用井戸等、飲用水の供給施設の設置に必要な経費の一部を補助します。

なお、1分あたりの吐き出し量が45リットル以上のポンプを設置する場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

対象となる経費の内容

- ・ 飲用井戸設置に係る工事費用
(ボーリング、ポンプ設置、配管工事等)
- ・ 貯水タンク設置費用
- ・ 浄水器設置費用 ・ 水質検査費用

補助金額 ◆ 事業費の2分の1の額
(上限額50万円)

注意事項 ◆ 同一世帯1回限り(複数世帯共同でも可)
・ 消雪設備を含む場合は対象外

5月から水道等の検針を再開します 検針票を必ずご覧ください

冬期は検針できないため、推定料金を請求していましたが、5月から検針を再開します。寒波等の影響もあるため、検針票を必ずご覧ください。

いつもより多い場合などは漏水の可能性がありますので、お早めに業者にご相談ください(町指定水道工事店をおすすめします)。

推定料金を多く払っていたため、5月精算で還付対象の方には精算書を送付します。
※6月分から充当します。

水道・地下水の
節水を心掛けましょう



漏水していませんか？

冬期間からの漏水が多くなる時期です。毎月の検針票を確認して、いつもより料金が高いと感じる場合はご注意願います。

■時々メーターボックスをのぞいてみましょう！

【漏水の発見方法】

- ①蛇口を全部閉めます
- ②メーターボックス内の水道メーターのパイロット(銀色の円形状のもの)を見ます
- ③パイロットが回転している場合は、漏水の可能性あります

■凍結・破裂したとき

水道の凍結・破裂による漏水の場合は、すぐに町指定水道工事店へご相談ください(減免の対象になる場合があります)。

公共下水道または農業集落排水に 新規に接続した方へ補助金を交付します

申請者自らが居住する既存の住宅で新規に公共下水道または農業集落排水に接続し、町内の指定店を利用した方へ補助金を交付します。

補助金額 ◆ 事業費の2分の1の額(上限額:20万円)

※交付にあたっての要件については下記へお問い合わせください。

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910